

## 規制体系の再編

### 1. 法制的手当てに向けた議論のポイント

- |  |
|--|
| ① 現行の規制体系に基づく防火水準、火災被害の軽減効果についてどう評価するか。今後、どのような分野に重点的な手当てが求められるのか。   |
| ② 現行の規制体系は、防火体制などのソフト面、消防設備などのハード面について、各種の体制整備、品目等ごとに個々に要件を定めて並列的に義務づける方式をとり、また、過去の大火災ごとに新たな制度を積み重ねてきた結果、極めて複雑化しているのではないか。 |
| ③ 複雑化した規制体系を各施設の用途・規模に応じて求められる防火性能のレベルを軸に再構築し、簡明化を目指す場合、具体的にどのような体系に移行することが考えられるか。   |

### 2. これまでの主な意見

- |   |
|---|
| ○ 消防用設備等の出荷時における認証から、使用時における点検等まで、引き続き消防法においてきめ細かく担保することが重要。    |
| ● 現行の消防関係規定による種々の防火対策について、効果の検証が必要。優良な建物にとって過剰な規制となっていないか精査すべき。 |
| ○ 現行規制について、実情を踏まえ、不断の見直しを行っていくことが必要。                            |
| ○ 防火管理と、新たに制度化された防災管理は、事務の簡素化のため手続きを一本化すべき。                     |
| △ 新築・新品だけでなく、既存の建築物・設備への対応にも留意することが必要。                          |

### 3. 論点整理の方向（案）

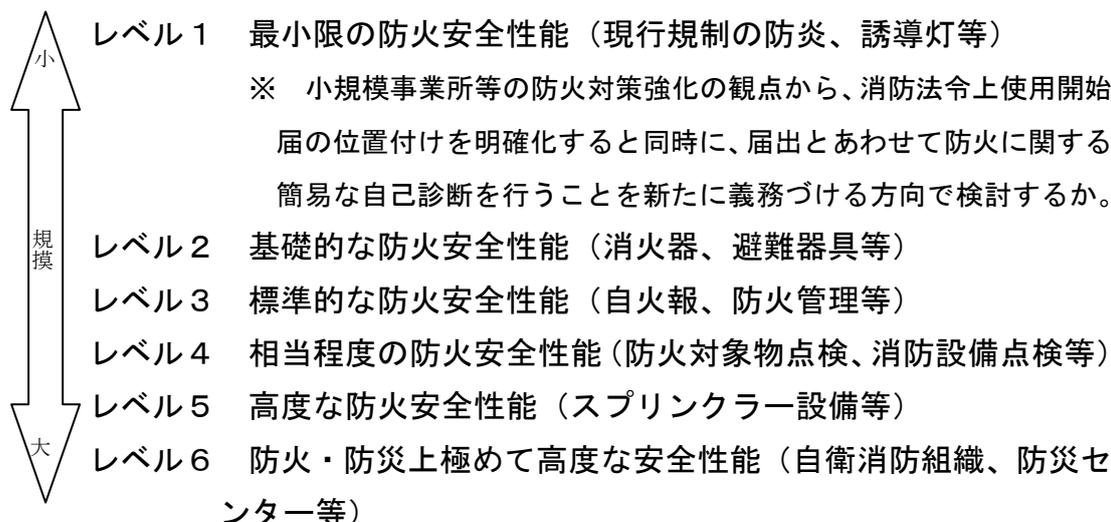
#### (1) 規制体系の再編の方向性

ソフト・ハードの各規制内容について個別・並列的に義務づける方式から、ソフト面・ハード面を合わせ、建築物等において総合的に防火・防災性能を確保することを義務づける方式に転換する方向で検討してはどうか。

【イメージ】：別添1

- 必要とされる防火・防災性能の水準を、建築物等の用途・規模等に応じて設定し、現行の政省令の技術基準は、要求性能の適合例示として位置付け
- 必要とされる防火・防災性能の水準についてはレベル分けの形で提示

### 【レベル分けのイメージ】



#### （2）建築物等の用途区分の再編・大括り化

現行の用途区分を、防火・防災の観点から着目すべき特性に応じて再編・大括り化してはどうか。

【イメージ】：別添2

#### （3）防火管理制度・防災管理制度の統合

防火管理制度（火災）と防災管理制度（地震等）を一本化してはどうか。

- 防火管理対象のうち一部の大規模・高層建築物等については、地震等の災害についてもあわせて対応するという考え方に立って、制度を簡素化してはどうか。

関係規定：防火管理、防火管理者、消防計画、防火対象物点検報告、自衛消防隊 など

- その場合、立入検査の目的に関する規定に「火災予防」のみならず「地震災害による被害の軽減」を加え、整合を図る必要があるのではないか。

※ 火災予防に係る措置命令については、現行において個別・具体的な火災危険性が存在する場合を想定しているが、地震災害についてはどう考えるか。

#### 4. さらなる検討課題

現行の各用途区分毎の具体的な再編・大括り化と併行して、各用途区分ごとの防火・防災性能水準のレベル分けについて、例えば延べ面積を指標に線引きを

行い、要求されるソフト・ハード対策の組み合わせ（例示）を確定していく作業が必要。

→ その際、現行基準に比して部分的に規制強化・緩和となることが想定されるが、その場合の対応についてどう考えるか。

○ 規制強化となる場合、既存遡及・不遡及の取扱い（現行：いわゆる「特定用途」は即時遡及）をどう考えるか。

→ 規制体系再編に伴う改正部分は原則として不遡及としつつ、小規模事業所など政策的に手当てが必要な部分は例外的に遡及適用扱いとすることを検討してはどうか。

○ 規制緩和となる場合、特段の代替的措置が必要か否かを含め、各用途区分ごとに具体的な検討作業が必要ではないか。

一定の用途、規模の事業所等

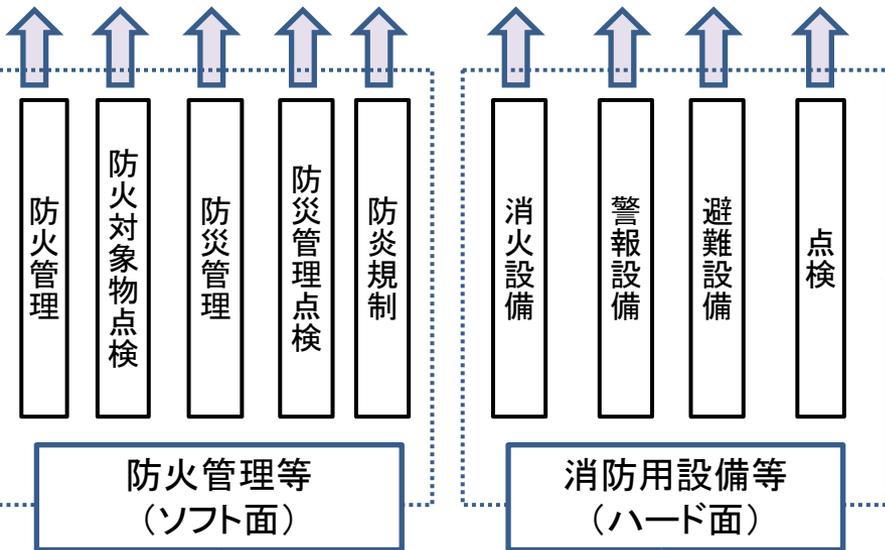
現

新

防火管理等  
(ソフト面)

消防用設備等  
(ハード面)

用途、規模等に応じて必要な防火性能の水準  
の確保を義務付け (5~6レベル程度)



各レベルの性能を満足する組み合わせを  
基準として例示

防火性能を満足する他の方法の選択も許容

用途、規模、収  
容人員等によ  
り義務付け

” ” ” ”

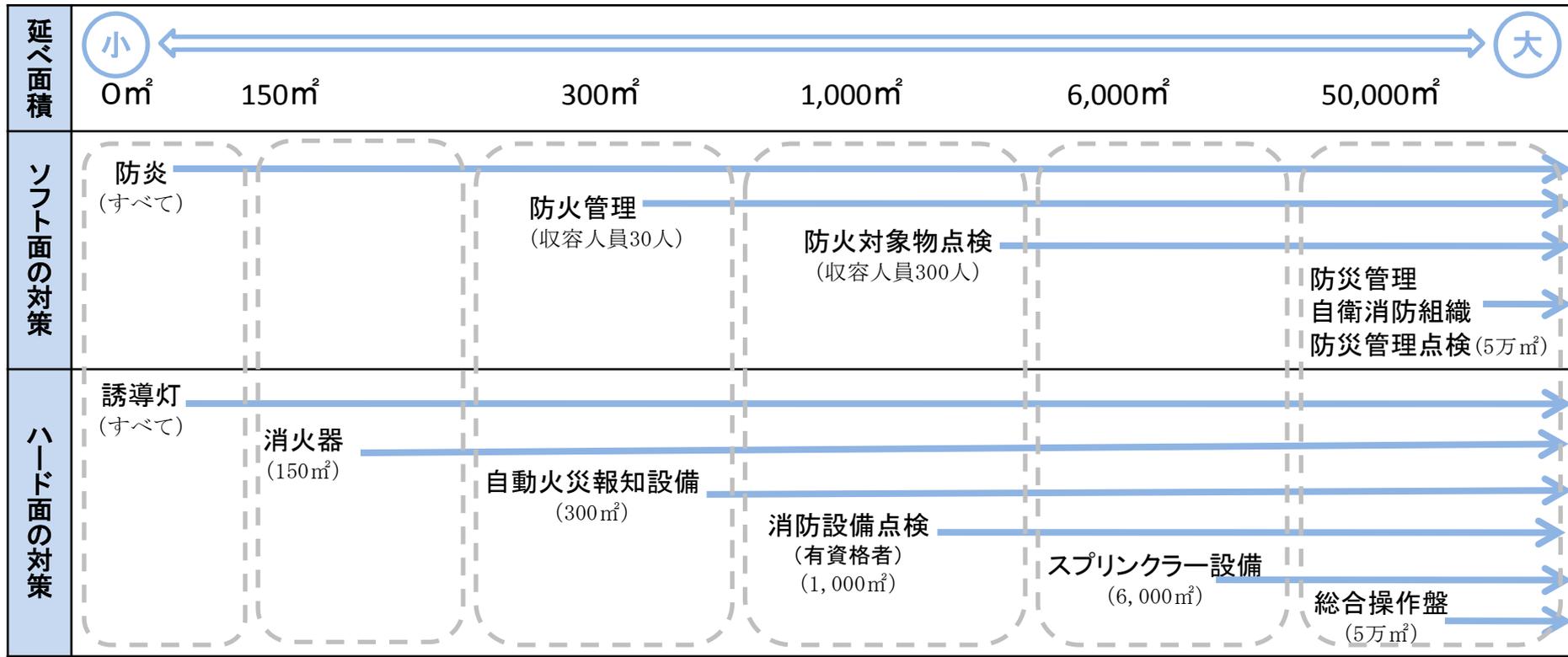
” ” ” ”

消防法上要求される防火安全対策（飲食店の場合）

防火安全対策		対象	制度施行年度	
ソフト面	防火管理 (防火管理者の選任、消防計画の作成等)	収容人員30人以上	S36～	
	防火対象物点検 (防火管理の状況を有資格者が点検報告)	収容人員300人以上	H16～	
	防災管理 (大規模建築物等の地震対応等)	延べ面積50,000㎡以上	H21～	
	自衛消防組織 (大規模建築物等の応急体制)			
	防災管理点検 (防災管理の有資格者点検)			
	防災規制 (カーテン、じゅうたん等の防災性能の確保)	すべて	S43～	
ハード面	消火	消火器具	延べ面積150㎡以上	S36～
		屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上 (建築構造等により倍読み・3倍読みあり)	
		スプリンクラー設備	延べ面積6,000㎡以上	
		屋外消火栓設備	延べ面積3,000㎡以上	
		動力消防ポンプ設備	(建築構造等により倍読み・3倍読みあり)	
	警報	自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上	
		漏電火災警報器	延べ面積300㎡以上 (ラスモルタルのみ)	
		消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積1,000㎡以上	
		非常警報設備	非常ベル	
	放送設備		収容人員300人以上	
	避難	避難器具	収容人員50人以上の階	
		誘導灯	すべて	
	総合操作盤 (防災センター)		延べ面積50,000㎡以上	
消防設備点検	有資格者によるもの	延べ面積1,000㎡以上	S50～	
	上記以外	すべて		

\* 建物全体の規模等に応じて義務づけられている一般的な対策を記載。

# 消防法令の規制体系の再編のイメージ(飲食店の場合)



【レベル1】

最小限の  
防火安全性能

【レベル2】

基礎的な  
防火安全性能

【レベル3】

標準的な  
防火安全性能

【レベル4】

相当程度の  
防火安全性能

【レベル5】

(自動消火機能を含む)  
高度な防火安全  
性能

【レベル6】

(地震等への対応を含む)  
防火・防災上極めて  
高度な安全性能

使用開始届・防火に関する簡易  
な自己診断を新たに求めるか。

- \* 各用途区分ごとに、例えば延べ面積を指標として、事業所等に求められる防火安全性能を5~6段階程度にランク分け
- \* 各ランクで求められる防火安全性能を満たすためのソフト面・ハード面の対策の標準的な組合せを設定(必要に応じ、特定の用途では微調整を検討)
- \* 用途区分自体についても、用途ごとの火災被害発生リスクを改めて分析・整理し、大括り化の方向で見直し

## <現>

(1)	劇場、映画館等
(2イ)	キャバレー等
(2ロ)	遊技場又はダンスホール
(2ハ)	性風俗特殊営業店
(2ニ)	カラオケボックス等
(3)	料理店等 飲食店
	：
(5イ)	旅館、ホテル等
(5ロ)	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6イ)	病院、診療所等
(6ロ)	特別養護老人ホーム等
	：
(7)	学校等
	：
(12イ)	工場等
	：
(13イ)	駐車場等
	：
(14)	倉庫
(15)	その他の事業所
(16)	複合用途防火対象物

## <新>

<b>【第1グループ】</b> <table border="1"> <tr> <td>不特定利用</td> <td>寝泊まり</td> <td>避難困難</td> <td>出火等危険大</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>▲</td> </tr> </table>	不特定利用	寝泊まり	避難困難	出火等危険大	▲	●	●	▲	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として自力避難困難な者が入所する福祉施設等</li> </ul>
不特定利用	寝泊まり	避難困難	出火等危険大						
▲	●	●	▲						
<b>【第2グループ】</b> <table border="1"> <tr> <td>▲</td> <td>●</td> <td>▲</td> <td>▲</td> </tr> </table>	▲	●	▲	▲	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の福祉施設</li> <li>病院</li> <li>利用客の寝泊まりを伴う施設</li> <li>個室型遊興店舗</li> </ul>				
▲	●	▲	▲						
<b>【第3グループ】</b> <table border="1"> <tr> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>●</td> </tr> </table>	●	×	×	●	上記以外で不特定多数の者が利用し、出火・延焼拡大危険性が比較的高いもの				
●	×	×	●						
<b>【第4グループ】</b> <table border="1"> <tr> <td>●</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>▲</td> </tr> </table>	●	×	×	▲	不特定多数の者が利用し、出火・延焼拡大危険性が比較的低いもの				
●	×	×	▲						
<b>【第5グループ】</b> <table border="1"> <tr> <td>×</td> <td>▲</td> <td>×</td> <td>▲</td> </tr> </table>	×	▲	×	▲	特定の者が居住・勤務する施設				
×	▲	×	▲						
<b>【第6グループ】</b> <table border="1"> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>	×	×	×	×	無人又はごく少数の関係者等しか出入りしない施設				
×	×	×	×						
(16)	複合用途防火対象物	(複合ビルの規制のあり方と併せて検討)							

高

必要となる防火性能

低

## 他法令・条例等との関係

## 1. 法制的手当てに向けた議論のポイント

## ＜他法令等との連携＞

- ① 建築、福祉分野等との連携を図る上で、法制上手当てが求められる局面として、どのような場合が考えられるか。

(例)

- ・ 建築基準と消防用設備等の基準の相互関係
- ・ 福祉分野等における情報提供・第三者評価制度との連携

- ② 火災保険のリスク評価等を通じて防火水準を担保することについて、事業所及び行政側のニーズ、保険関係者の実施体制はどうか。

※ 米英では、法規制より高レベルの保険業界独自基準が存在

## ＜条例等との関係＞

地域主権改革が進められる中で、国の消防法令に基づく規制体系と、地方公共団体における条例制定権や運用面での裁量等との関係をどう考えるか。

※ 現行法令上、消防用設備等については条例による上乘せ・横出し規制や消防長判断での特例的取扱い等が可能

## 2. これまでの主な意見

## ＜他法令等との連携＞

- 消防法だけでなく、建築や福祉等の関係法令による対策も含めた防火安全性や、推進方策を考えるべき。

- 極めて大規模・複雑化した建築物等の全体的なレイアウト等（防災センター、非常用エレベーター、非常用進入口、消防隊のアクセス経路等）について、基本設計の段階で防火上のチェックを行うことが必要。また、こうした建築時の防火上の配慮についてインセンティブ付与ができないか。【大規模部会】

- 火災保険のリスク評価を国内で展開しようとする場合、統計的に有意な評価基準を見出すことができるかという点に課題（特に、国内実績の少ない小規模な建物）。

- △ 海外では火災保険のリスク評価等を通じて防火水準を担保している国も多いが、我が国では引き続き法規制中心でいくのかどうか。

### 3. 論点整理の方向（案）

#### （1）建築基準等との関係

建築基準等との関係については、当面、次の2点を中心に、法制的手当てについて検討していくこととしてはどうか。

- 大規模建築物や同一敷地内の建築物群等における全体的なレイアウト等に対する消防ニーズに関する事項（例：敷地内通路や防災センターの配置・アクセス等の消防隊のアクセス経路に関する事項等）について、より積極的な実現のための具体的な手当てを検討してはどうか。

（現行制度における計画段階の関与）都市計画法の開発許可手続き

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（中略）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。〔中略〕

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。〔以下略〕

- 建築法令基準に対する消防ニーズに関する事項（例：防災センター、非常用エレベータや非常用進入口等の消防隊のアクセス経路に関する事項等）について、技術的な検討を踏まえつつ、位置付けの明確化を含め、建築法令基準へのより積極的な反映を働きかけてはどうか。

（現行制度）建築基準法施行令

第126条の6～第126条の7 非常用の進入口に関する規定

第127条～第128条の3 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等に関する規定

第129条の13の3 非常用エレベータに関する規定

#### （2）福祉分野等に係る他法令等との関係

福祉分野等をはじめとする各種事業所等の事業活動に係る他法令との関係については、当面、各業種毎の情報公開・評価制度との連携により、消防法令

に基づく届出情報等の情報開示を進めていく局面において必要な手当てを中心に検討し、働きかけていくこととしてはどうか。

### (3) 条例等との関係

条例等との関係については、次のように整理してはどうか。

- 消防法上の規制は、ハード面（消防用設備等の設置基準）のみならず、防火・防災性能の確保に関し、全国一律で必要となる最低限の基準と位置づけるのが適当ではないか。
  - ※ 地域主権の観点から、地域に応じた上乘せ・横出しは広範に認められるべきではないか。
- 一方で、現行消防法令上、ハード面（消防用設備等の設置基準）について明記されている消防長判断での特例的取扱いについても、防火・防災性能の確保に関して類似の仕組みを採用することとし、建築物等の位置、構造等の実態に応じた特例的な取扱いを可能とすることが必要ではないか。

## 4. さらなる検討課題

- (1) 他法令との関係のうち、次の事項については、他法令の体系全体の中での位置付け等について検討が必要であり、防火・防災性能向上の必要性、効果等について整理しつつ、引き続き時間をかけて検討・働きかけを行うことが必要か。
  - 優れた防火・防災性能を有する建築物、事業所等に対する建築物の整備や税財政面等に係るインセンティブの付与
  - 各業種の営業許可等の条件として消防法令の順守を求める仕組みの導入
- (2) 他法令等との連携により事業所等の防火・防災性能の確保を図るためにも、消防法に国や事業者等の責務が明記されることが望ましいのではないか。
- (3) 火災保険との連携により建築物等の防火・防災性能の確保を図る手法は有効と考えられるが、当面の法制的な整備の議論とは別に、下記の点について引き続き検討を行うことが必要か。
  - 諸外国の例を参考に、我が国においても火災保険独自の防火・防災上の基準・規格を整備する可能性
  - 防火・防災上の措置の履行状況と火災損害額等との相関に関する定量的

な分析・評価

- 消防法令上の新たな防火・防災対策の仕組みの中での火災保険上の評価等との連携の可能性
  - ・ 大規模・高層建築物等の防火性能評価の局面等において、性能評価機関の評価を火災保険料率の査定等において活用する可能性
  - ・ 火災保険上の基準・規格を消防法令上の性能規定の適用において活用する可能性 等

## 小規模事業所及び大規模・高層建築物等の防火安全対策

### 1. 法制的手当てに向けた議論のポイント

#### <現行規制体系の評価と今後の方向性>

現行の規制体系に基づく防火水準、火災被害の軽減効果についてどう評価するか。今後、どのような分野に重点的な手当てが求められるのか。

#### <最小規模事業所と一般住宅との関係>

① 小規模事業所と一般住宅との間の線引きについて、現行の消防法令上の取扱いをどう評価するか。

② 平成16年の消防法改正による住宅用防災機器の設置義務化と、小規模事業所における消防用設備等の設置基準との関係についてどう考えるか。

#### <大規模・高層建築物等に係る問題>

多種多様な大規模・高層建築物等については、例えば規制の適用単位などについて、個々の建築物等の特性を評価して特別な取扱いを講じることができる枠組みが必要ではないか。

### 2. これまでの主な意見

#### <最小規模事業所と一般住宅との関係>

○ これまで大規模施設中心の対策だったが、中小規模まで対象としないと火災による死者は減らせない。

○ 昨今の高齢者施設における火災への対応を考えることが重要。

○ 最近、住宅と社会福祉施設の区分が明確でなくなってきており、住宅を利用した新たな形態の施設等が増加していることへの対応が必要。

△ 高齢者施設と障害者施設では態様に差があり留意が必要。

△ 一般住宅は自己責任で対応することが基本。

○ 一般住宅への住宅用火災警報器の設置義務化がなされている現状から考えると、300㎡未満の小規模な旅館・ホテル等について火災警報器の設置義務化を検討すべき。

#### <大規模・高層建築物等に係る問題>

○ 極めて大規模で高層の建築物では、構造・用途も複雑化。例えば、地下接続している2つの棟は1棟扱いされるが、その場合に「スプリンクラー設置は階単位」、「火災報知設備は全館鳴動」等の原則を貫徹するのは不合理。【大規模部会】

○ 建築物の特性を評価して特別な取扱いができるような仕組みを検討すべき。

○ 極めて大規模な建築物等で関係者の自主的な安全対策が充実している事業所等では、消防機関による規制を軽減する特別な枠組みを制度的に構築できないか。

### 3. 論点整理の方向（案）

#### （1）小規模事業所等の防火安全対策

小規模事業所等の防火安全対策については、以下の方向で検討してはどうか。

- ① 自己責任を原則とする個人住宅と、公共危険の防止を強く考慮すべき事業所等との間に線引きを行う意味で、現行の規制区分は引き続き有効性を持っているのではないか。

※ 一方で、個人住宅と事業所等の中間的存在である建築物等（共同住宅、サービス付き住宅、グループホーム等）の規制のあり方については、実態に応じて再整理や法的位置付けの明確化が必要ではないか。

- ② 現行の規制体系はこれまで火災被害の抑制に一定の成果を上げていると考えられるが、事業所等の小規模化が進む中で火災被害を抑制するためにはさらなる対策が必要ではないか。【別添】

→ 小規模事業所等について、使用開始届の法的性格の明確化及び防火に関する簡易な自己診断の義務づけにより、実態把握及び防火安全性の向上が期待できるのではないか。

- ③ 自己責任を原則とする個人住宅においてすら求められている防火安全性は、公共危険の防止を強く考慮すべき事業所等（両者の中間的な存在も含む）においても求められるものと考えべきではないか。

→ 例えば、就寝系施設（旅館、有床の診療所、福祉施設（主として自力避難困難者が入所する施設以外のもの）等）については、規模によらず自動火災報知設備又は住宅用火災警報器の設置の義務付けが必要ではないか。

#### （2）大規模・高層建築物等の防火安全対策

大規模・高層の建築物等の防火安全対策については、以下の方向で検討してはどうか。

- ① 極めて大規模・高層の建築物等については、その特性に応じて消防法令の適用上特例的な取扱いができるようにする必要があるのではないか。

→ 性能規定と総合的な評価制度（資料5-2④）を活用することにより、防火・防災性能をより適切に確保することができるのではないか。

- ② 大規模建築物・建築物群に係る建築基準等との連携（資料5-2②）により、防火・防災性能がより適切に確保されることが期待できるのではないか。

- ③ 複合ビルの基準の合理化（前回資料4-2⑦）により、防火・防災性能が

より適切に確保されることが期待できるのではないか。

#### 4. さらなる検討課題

(1) 個人住宅と事業所等の中間的存在である建築物等（共同住宅、サービス付き住宅、グループホーム等）の規制の適用について、新たな形態も含めて実態に応じた適切な取扱いを可能とするような仕組みが考えられないか。

→ 例えば、建築物等の用途区分の再編（資料5-2①）において、このような中間的な存在を弾力的に取扱うことができる枠組みを構築することが可能か。

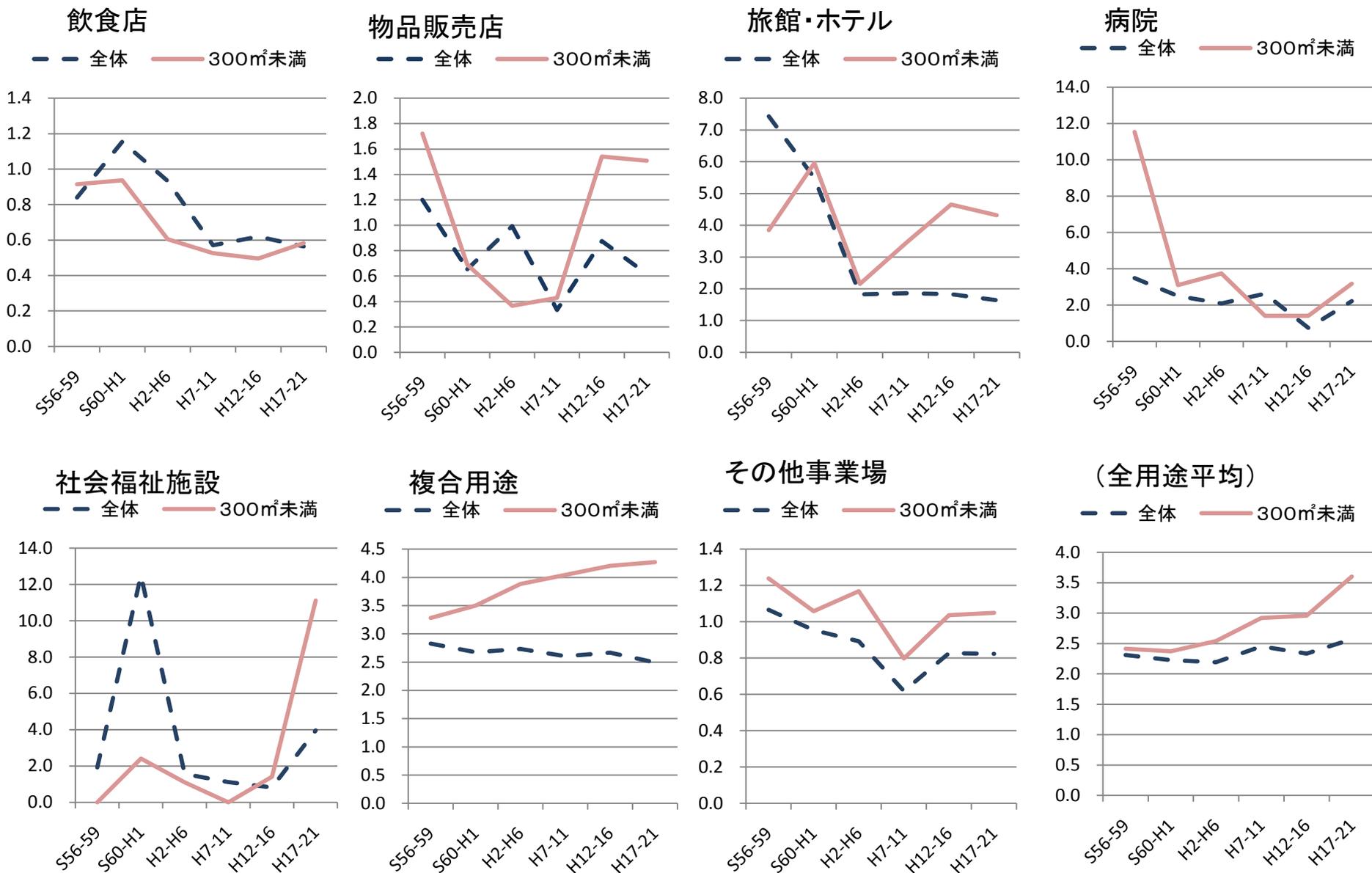
(2) 小規模事業所等の防火安全対策の強化を図る場合に、その維持管理体制をどのように考えるのか。

→ 特に、専門知識を必要とする設備の維持・点検をどう考えるか。

- ・ メンテナンスフリー化の推進
- ・ 専門技術者による点検が必要な領域の再整理 等

(3) 大規模・高層化した建築物等の防火・防災性能の向上を図るための、建築物の整備や税財政面等に係るインセンティブの付与については、防火・防災性能向上の必要性や効果等について整理を進めながら、他法令の体系全体の中での位置付け等について引き続き検討していく必要があるのではないか（資料5-2③）

# 火災100件当たりの死者数(全体と小規模(300㎡未満)との比較)



近年においては、全体平均より小規模平均が上回る傾向にあるが、用途毎にその度合いには差がある。

## 性能規定化に伴う性能評価システムの整備

## 1. 法制的手当てに向けた議論のポイント

## ＜性能規定化の推進＞

ソフト面の対策とハード面の対策を通常の規制体系とは異なる形で組み合わせ、必要な防火性能を確保する方式を一層幅広く許容していく必要があるのではないか。

## 【現行法令上、消防長等の判断で特例的取扱いをしている例】

小規模社会福祉施設において、内装材料、避難経路、避難介助体制等の条件を満たす場合スプリンクラー設備の設置は不要

## ＜性能規定化の基本的な方向性＞

例えば建築基準法の規定を参考に、求められる防火性能に関する規定を基本に据え、現行の規格規定は一つの「例示」と位置づけることとしてはどうか。

## ＜性能規定の活用促進＞

- ① 平成15年消防法改正後の性能規定（ルートB）や大臣認定（ルートC）が十分に活用されていない理由は何か。
- ② 消防用設備等として通則（ルートA・B）に規定されていない新たなシステム一般や、機械器具に関する従来の規格の品目区分を超えた新製品について、迅速・円滑に審査し、認証できる枠組みが必要ではないか。

## ＜国際規格との関係＞

消防用機器に関する国際的な規格（ISO等）との関係をどう考えるか。

- ※ 消防用機器についても77品目でISO規格を策定済み。
- ※ WTO/TBT協定において、「国際規格を強制規格の基礎として用いる」旨規定

## ＜防火性能の評価・認証の仕組み＞

- 性能規定化を幅広く進める場合、消防用機器等に限らず、施設単位の防火性能の評価も含めた広範な認証の仕組みが必要になるのではないか。

## 2. これまでの主な意見

### <性能規定化の基本的な方向性>

- △ 性能規定化の受け皿として民間規格の活用等も考えられる。
- △ 米国等に比べて日本では公的な基準・規格の部分が大きく民間規格の役割が小さい。
- △ 実務的には使い勝手のよい仕様規定の有効性向上が望ましいので、性能規定化の検討で得られた知見を仕様規定にフィードバックしていく必要。
- △ 建基法規制と消防法規制を一体として評価する枠組みが構築されることが望ましい。

### <性能規定の活用促進>

- 性能評価を受けても利用段階で評価条件が変わると新たに評価が必要となるなど制約が大きく、仕様規定に明示される方が利用しやすい。
- 建築主側では大臣認定に至るスケジュールが読めるかどうか活用するかどうかを判断するポイント。
- 個々の部品単位ではなく全体のシステムとして評価・認証することを可能とすべき。

### <国際規格との関係>

- △ 設備の設置対象等は国内の社会的合意で決めればよいが、規格や認証制度は国際的な視点が必要。

### <防火性能の評価・認証の仕組み>

- △ 性能規定や大臣認定を実効性ある制度とするためには、検定機関等の役割もあるのではないか。

## 3. 論点整理の方向（案）

### (1) 個別施設単位での性能規定化と総合的な性能評価の必要性

- 規制体系の再編により、総合的に見て必要な防火・防災性能が確保されれば、ソフト・ハードの個別対策を一部適用除外できることとなるが、その場合、その建築物等で採用されている防火・防災対策が、消防法令上の例示されたソフト・ハードの対策と同等以上の防火・防災性能を有することについて、建築物等の関係者の申請により消防長等が確認する仕組みが必要ではないか。
- また、特に大規模・高層の建築物等については、専門機関による総合的な

性能評価を経て確認が行われる仕組みが必要ではないか。

- あわせて、現行の施行令第32条の適用に際して行われているように、建築物等の位置、構造、設備等の状況により、消防法令上要求される水準の防火・防災性能が必ずしも必要ないと認められるため、消防法令上の例示されたソフト・ハードの対策を満たさないで足りる場合についても、申請・確認の仕組みが必要ではないか。

#### (2) 消防用機器・設備等の製品・システム単位での性能規定化と評価・認証制度の整備

消防用機器・設備等に係る従来の枠組みを超えた新製品等を迅速・円滑に審査して、防火・防災性能を確保するための方策として評価・認証する仕組みを整備する必要があるのではないか。

#### (3) 現行の特殊消防用設備等に係る大臣認定制度（いわゆるルートC）の組替

現行の特殊消防用設備等に係る大臣認定制度は、個々の施設に設置された消防用設備等（ハードのみ）について適用されているが、

- 上記（1）に対応するため、ソフト面も含めた防火・防災性能の総合的な評価・認定を行う
  - 上記（2）に対応するため、個別施設にとどまらない製品・システム単位での性能の評価・認定を行う
- 等の組み替えを検討してはどうか。

### 4. さらなる検討課題

#### (1) 性能規定化の推進により、消防機関の審査・検査事務の負担が大きくなることについて、どのような手当てが考えられるか。

（例）

- 消防機関による総合的な性能評価・審査を支援するための専門機関の整備
- 消防機関の予防事務の共同処理体制等の整備

#### (2) 新技術・製品への迅速な対応の観点から、法令に定める例示的な技術基準とは別に、国際規格、民間規格、性能評価機関が認証した規格等を並列的に位置づけていく方法も考えられるのではないか。

→ 具体的な対象となる規格、位置付けの手法等について要検討。

## 消防用機器の公的認証制度のあり方

### 1. 法制的手当に向けた議論のポイント

- ① 現行の消防用機器等に関する基準・規格、公的認証に関する制度の体系についてどう評価するか。
- ・ 消防法 17 条に基づく「消防用設備等」の技術上の基準と、同法 21 条の 2 に基づく「消防用機械器具等」の技術上の規格との関係
  - ・ 現行の公的認証制度相互の関係（「検定」、「自主表示」、「認定」、「鑑定」）
  - ・ 公的認証制度に係る対象品目のあり方
- ② 現行の検定制度の仕組みにおいて、必要な防火安全性能は確保しつつ、製造事業者等による自主検査の導入や実質的な民間参入を図る具体的方策として、どのようなものが考えられるか。

### 2. これまでの主な意見

△ 見直しに当たっては、劣化等に対する点検制度等、システム全体で必要な性能を確保することが必要。

※ 「公益法人事業仕分け」（平成 22 年 5 月）の評価結果

- ・ 検定事業：「見直し」（自主検査の導入、実質的な民間参入ができるよう見直しを行う：日本消防検定協会）
- ・ 鑑定事業：「廃止」（設置義務のない消火器は検定、すべての住宅に設置義務のある住宅用火災警報器は鑑定となっており、制度上矛盾。製造業者による自主検査の拡大を検討するという意味で鑑定制度は廃止：日本消防検定協会）

### 3. 論点整理の方向（案）

#### （1）消防用機器等に関する公的認証制度の体系の整理

消防法 17 条に基づく「消防用設備等」の「技術上の基準」及び同法 21 条の 2 に基づく「消防用機械器具等」の「技術上の規格」を踏まえつつ、「鑑定」を廃止し、消防法上の公的認証制度を「検定」、「自主表示」及び「認定」の 3 つに類型化した上で、対象品目等について以下のような考え方で整理してはどうか。

##### ① 検定

- 検定については、対象とする品目（現行 14 品目（参考資料参照））について見直しを行い、主に消防機関が使用する品目は「自主表示」、重要性

が低下している品目は「認定」に移行するなどの見直しを検討することとしてはどうか。(※)

- 検定業務の実態を踏まえ、「個別検定」の名称を「適合性検定」(仮称)に改め、「適合性検定」の実施方法として、優良な製造業者に対しては、部分的にデータ審査方式等の自主的な検査手法の導入を図ることを検討してはどうか。(※)

※ 個別の品目の整理や自主的な検査手法の導入等については、「公的認証制度のあり方に関する作業チーム」において検討中。

## ② 鑑定

鑑定については、廃止の上、現行の鑑定の対象品目(参考資料参照)については、次のとおり整理する方向で検討してはどうか。

- i すべての住宅に設置義務があり、消防特有の製品である「住宅用火災警報器」については、「検定」に移行。
- ii 設置義務はないが、消防特有の製品であり一般家庭に流通している「エアゾール式簡易消火具」については、「自主表示」に移行。
- iii 消防法17条の消防用設備等の部品である品目は「認定」に移行、それ以外の品目については、消防法上の公的認証制度の対象外とする。

## (2) 品質確保の実効性向上のための措置

通常の製品より高い品質確保が要求される消防用機器等の性格や近年の不正受検・未受検販売事案の発生等を勘案し、「適合性検定」(仮称)への移行と併せ、消費生活用製品安全法等に既に導入されている製造事業者に対するリコール命令等の事後規制の手法の導入や、罰則の強化(表示義務のある品目について、無表示販売、虚偽の表示をした場合など)等を検討することとしてはどうか。

## 4. さらなる検討事項

「公的認証制度のあり方に関する作業チーム」における結論を踏まえ、認証制度の前提となる基準・規格のあり方や新製品を迅速・円滑に審査し、認証できる枠組みの導入を含め、公的認証制度のあり方全般について整理することが必要。

# 消防用機器等に関する認証制度の概要

平成22年6月現在

	検定 	自主表示 	認定 	鑑定 
根拠条文	消防法第21条の2 (マーク) 消防法施行規則別表第三	消防法第21条の16の2 (マーク) 消防法施行規則別表第四	消防法第17条の3の2 消防法施行規則第31条の4 (マーク) 平成12年消防庁告示第19号	消防法第21条の36 (マーク) 根拠規定なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本消防検定協会又は登録検定機関が、規格省令に適合することを検査し、合格の表示。</li> <li>合格表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造事業者が自ら、規格省令に適合することを検査し、適合している旨の表示。</li> <li>適合表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録認定機関が、省令・告示に定められている技術基準に適合することを認定し、適合している旨の表示。</li> <li>消防機関による消防設備等の設置時検査において、必要な技術基準に適合しているとみなされ、建物関係者による作動試験結果報告書等の提出が不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法上、日本消防検定協会の業務の一つとして規定。(法的効果については、特段の規定なし)</li> </ul>
実施主体	日本消防検定協会 又は登録検定機関 (登録検定機関は現在のところなし)	製造事業者 (※規格省令への適合は、実態上、日本消防検定協会が、製造事業者からの依頼に基づく受託試験で確認)	登録認定機関 (日本消防設備安全センター、日本消防検定協会、日本電気協会など7機関)	日本消防検定協会
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火器</li> <li>閉鎖型スプリンクラーヘッド</li> <li>感知器・発信機</li> </ul> など14品目 消防製品に特有な基幹的な機械器具等	<ul style="list-style-type: none"> <li>動力消防ポンプ</li> <li>消防用吸管</li> </ul> 2品目 消防製品に特有な基幹的な機械器具等のうち、主として消防機関が使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>スプリンクラー配管継手</li> <li>スプリンクラーポンプ</li> <li>非常電源</li> </ul> など37品目 一定の用途及び規模の建物に設置義務がある消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用火災警報器</li> <li>エアゾール式簡易消火器</li> <li>消火器用圧力計</li> </ul> など19品目 省令・告示等に技術基準が定められている機械器具等のうち、検定対象品目の消耗部品や類似品等

## ○検定対象機械器具等(計 14 品目)

## 【消火設備用の機械器具等】

## ①消火器



水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの。

※固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火具を除く

## ②消火器用消火薬剤



消火器に充てんする消火薬剤(二酸化炭素を除く)。

## ③泡消火薬剤



水と一定の濃度に混合した後、空気又は不活性気体を機械的に混入し、泡を発生させ消火する消火薬剤。

## ④消防用ホース



繊維製の筒型ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施したホース。

## ⑤差込式又はねじ式の結合金具



消防用ホース又は消防用吸管を他の消防用ホース、消防用吸管や動力消防ポンプ等と結合するための金具。

## ⑥閉鎖型スプリンクラーヘッド



スプリンクラー設備等に使用し、一定の温度に達したことを感知し、自動的に加圧水をヘッドの軸心を中心とした円状又は半円状に均一に分散するもの。

## ⑦流水検知装置



スプリンクラー設備等に使用し、スプリンクラーヘッドの作動による弁体内の流水現象を自動的に検知して弁体を開放し、信号又は警報を発する装置。

## ⑧一斉開放弁



スプリンクラー設備等の放水区域に設けられた火災感知用ヘッド等の作動により弁体を解放し、当該放水区域のヘッド等に水源からの水を供給するもの。

## 【警報設備用の機械器具等】

## ⑨火災報知設備の感知器又は発信機



感知器

〈感知器〉 火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、火災信号等を中継器、受信機又は消火設備等に発信するもの。



発信機

〈発信機〉 火災を覚知した人が操作し、火災信号を受信機に発信するもの。

## ⑩中継器



火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用し、火災信号等を受信し、これらの信号を他の中継器、受信機又は消火設備等に発信するもの。

## ⑪受信機



火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用し、火災信号等を受信し、火災等の発生又は消火設備等の作動を防火対象物の関係者等に報知するもの。

## ⑫漏電火災警報器



変流器

電圧六百ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であり、変流器及び受信機で構成されたもの。



受信機

## 【避難設備用の機械器具等】

## ⑬金属製避難はしご



ベランダ等に設置し、火災時に避難するために用いられるはしごのうち、金属製のもの。

## ⑭緩降機



使用者の自重により自動的かつ連続交互に一定速度で降下することができる避難器具

## ○鑑定品目（計 19 品目）

### 【検定品目の消耗・後付部品等】

#### ① 消火器の加圧用ガス容器



加圧式の消火器に設けるガスを充填する容器で、作動封板により充填ガスが密閉されているもの。

#### ② 蓄圧式消火器の指示圧力計



蓄圧式の消火器に設けるもので、使用圧力範囲を明示した圧力計。

#### ③ 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁



高压ガス容器に該当する一定容積以上のガス容器や消火器に取り付けるもので、内部圧力が一定の圧力以上に上昇した場合に安全に外部に排出されるような機構を有するもの。

#### ④ パッケージ型消火設備又はパッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤



パッケージ型消火設備等に使用される消火薬剤。

#### ⑤ 自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の予備電源



自動火災報知設備等の受信機の主電源が停電になった際、受信機に電力を供給する密閉型蓄電池。

#### ⑥ 自動火災報知設備の蓄積付加装置



基盤に内蔵されている

自動火災報知設備における既存の受信機に追加する機器で、当該受信機が検出した火災信号を蓄積することにより、非火災報を軽減できる機能を持つもの。

#### ⑦ 外部試験器



共同住宅の住戸内に設けられた火災報知設備に接続し、戸外から導通状態を確認するための試験器。

#### ⑧ 自動火災報知設備又は漏電火災警報器の音響装置



受信機の外付け等に設けられる音響装置であって、ベル、ブザー、スピーカ等の音響又は音声による警報を発するもの。

### 【消防用設備等の全体操作性】

#### ⑨ 易操作性 1号消火栓



屋内消火栓の 1 号消火栓のうち、1 人で放水操作が可能なもの。

#### ⑩ 2号消火栓又は補助散水栓



屋内消火栓の 2 号消火栓及びスプリンクラー設備に付置する設備で、1 人で放水操作が可能なもの。

### 【住宅向けの消防用製品】

#### ⑪ 住宅用防災警報器及び補助警報装置



住宅用防災警報器

〈住宅用防災警報器〉住宅における火災の煙を感知し、及び報知する警報器で、感知部、警報部等で構成されたもの。



補助警報装置

〈補助警報装置〉住宅用火災警報器と連動して、補助的に火災警報を発する装置。

#### ⑫ 定温式住宅用火災警報器



住宅における火災の熱を感知し、及び報知する警報器であって、感知部、警報部等で構成されたもの。

#### ⑬ 住宅用スプリンクラー設備



専ら住宅に用いるスプリンクラー設備。

### 【検定品目の類似品】

#### ⑭ エアゾール式簡易消火具



消火薬剤を液化ガス又は圧縮ガスの圧力により噴霧状等に放射して消火するもの。

※検定対象機械器具等である「消火器」からは除外。

### 【その他】

#### ⑮ 放火監視機器



放火による火災の発生を検知するための機器で、炎から放射される紫外線等を検出し、警報を発し、又は放火信号を発信するもの。

## 【消防自動車関係】

### ⑩消防用積載はしご



消防用車両に積載し、消火活動、救助活動等において使用する金属製のはしご。

### ⑪消防用接続器具



管そう

噴霧ノズル

スタンドパイプ

スムーズノズル

媒介金具

検定対象機械器具等である「結合金具」に接続する消防用の接続器具であり、管そう、スムーズノズル、噴霧ノズル、媒介金具及びスタンドパイプがある。

### ⑫ホースレイヤー



消防用ホースを積載し、ホースを延長するために使用する消防用資機材。

### ⑬-1 特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置



消防自動車の水槽、化学消火装置、はしご装置等の特殊消火装置。

### ⑬-2 オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置



はしご車など特殊消火装置の動作等について一定期間経過し、製造業者によるオーバーホールを行った後で確認を行うもの。

## 講習制度のあり方

### 1. 法制的手当に向けた議論のポイント

- 講習制度全体の体系の前提となっている各種の点検制度等のあり方について、規制体系の再編・簡明化を図る中でどのように考えるか。

### 2. これまでの主な意見

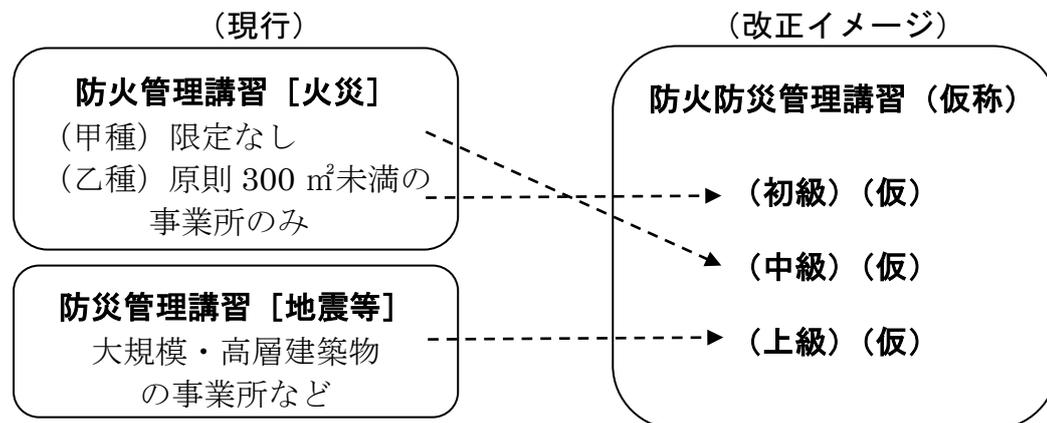
- ※「公益法人事業仕分け」（平成22年5月）の評価結果
  - ・ 講習事業：「見直し」（講習料等の引き下げなどの見直しを行う。：日本消防設備安全センター、日本防火協会）

### 3. 論点整理の方向（案）

#### （1） 防火管理制度と防災管理制度の統合に伴う講習制度の体系整理

規制体系の再編の一環として、防火管理制度と防災管理制度の統合が図られる場合、講習制度の体系についても、これに対応した見直しが必要ではないか。

- 防災管理講習は防火管理制度に統合し、大規模・高層建築物の事業所等の防火管理者向けの上級課程的な位置付けとすることとなるか。



- 各々の点検制度についても統合が図られる場合、防災管理点検資格者講習は防火対象物点検資格者講習に統合し、大規模・高層建築物の事業所等の点検を行うための上級課程的な位置付けとすることとなるか。

(2) その他火災予防行政の総合的見直しと併せた講習・資格制度の改正

以上のほか、上記改正とあわせて、例えば複合ビルの防火責任体制の明確化や規制体系の再編に伴い、資格者として講習受講者を配置すべき事業所等の範囲や、講習修了者が行うことのできる業務の範囲等について見直しが必要となる場面も考えられるのではないかと。

※ 以上の制度改正に先立って、受講者の負担軽減の観点から、消防法に基づく講習の現行のカリキュラム基準等を見直すため、年内に関係の省令・告示等を改正し、平成23年度から施行する予定（別添資料5-3参照）。